

令和4年度

健全化判断比率等審査意見書

令和5年8月

大津町監査委員

目 次

第 1	審査の種類	P. 1
第 2	審査を執行した監査委員	P. 1
第 3	審査の期日・場所	P. 1
第 4	審査の対象	P. 1
第 5	審査の着眼点及び主な実施内容	P. 1
第 6	審査の結果	P. 2～
	〔1〕 算定対象会計	
	〔2〕 審査結果の概要	
	1 健全化判断比率	
	2 資金不足比率	
	〔3〕 審査内容の詳細	
	1 健全化判断比率	
	2 資金不足比率	
第 7	審査意見	P. 13

(注)

- 1 文中に用いた金額は、原則として千円単位で表示した。
- 2 金額は、表示単位未満を四捨五入した。このため、差額又は合計金額が一致しない場合がある。
- 3 比率「%」は、表示単位未満を四捨五入した。
- 4 ポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 5 増減率とは、当年度と前年度の差額を、前年度の額の絶対値で除したものを百分率で表示したものである。
- 6 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」.....該当数値がないもの・算出不能又は無意味なもの
「0.0」.....該当数値はあるが、単位未満のもの
「△」.....負数又は減数

第1 審査の種類

健全化判断比率等審査

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項)

第2 審査を執行した監査委員

今村昭彦 監査委員 佐藤真二 監査委員

第3 審査の期間・場所

- ① 期間 令和5年7月13日(木)
- ② 場所 大津町役場 委員会室403

第4 審査の対象

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率算定表一式

第5 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率算定表一式について、大津町監査基準(令和2年監査委員告示第1号)に準拠して審査を行った。

審査にあたっては、基準である「健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか」を確認するため、各会計決算書並びに、普通会計決算状況調、健全化判断比率に関する算定様式、資金不足比率に関する算定様式、地方財政状況調査表等の提出を受け、各比率等の算定に用いる数値と、算定の正確性を確認した。

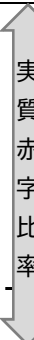
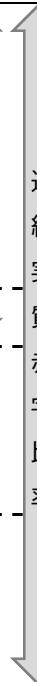
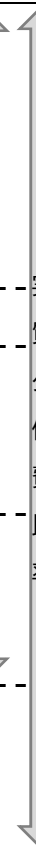
なお、近年、健全化判断比率の結果の数字だけを見るだけでは、財政の全体像を捉えることはできないとの指摘がなされていることから、算定結果の値だけではなく、その算定式や算定に要する数値についても示している。

第 6 審査の結果

〔1〕 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は次のとおりである。

公共下水道事業会計および農業集落排水事業会計は、令和元年度まで地方公営企業法非適用の特別会計であったが、令和2年度より法適用の公営企業会計に移行している。

大津町	一般会計	一般会計等	 実質赤字比率	 連結実質赤字比率	 実質公債費比率	 将来負担比率	 資金不足比率	一般会計	
	特別会計							共有財産特別会計(※1)	
	うち公営 企業会計							国民健康保険特別会計	
		介護保険特別会計							
		後期高齢者医療特別会計							
		工業用水道事業会計		事業ごとに					
		公共下水道事業会計							
		農業集落排水事業会計							
		菊池環境保全組合							
一部事務組合・広域連合								菊池広域連合	
								その他(※2)	
地方公社・第三セクター等								該当なし	

(※1) 大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計 (以下同じ)

(※2) 「その他」の内容

熊本市町村総合事務組合、熊本県国民健康保険団体連合会、
 熊本県後期高齢者医療広域連合、大津町西原村原野組合、
 大津菊陽水道企業団

〔2〕 審査結果の概要

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているものと認めた。

1 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	5.7	—
早期健全化基準	13.51	18.51	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、該当の数値はない。
当年度の実質公債費比率は5.7%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。
本町の比率は、いずれも国の示す基準では、財政の健全段階の範囲である。

2 資金不足比率

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

区分	公共下水道事業会計	農業集落排水事業会計	工業用水道事業会計
資金不足比率	—	—	—
財政健全化基準	20%		

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率について該当の数値はない。

〔3〕 審査内容の詳細

1 健全化判断比率

① 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものであり、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } A}{\text{標準財政規模 } B} \times 100$$

実質収支額は11億214万5千円の黒字となっているため、健全化判断比率としての実質赤字比率の数値はない。

参考としての黒字額での比率を求めたところ△12.18%となり、前年度に比べ0.23ポイント赤字率が増加(黒字が減)している。

(単位: %、ポイント)

区分	令和4年度	令和3年度	増減
参考比率 A/B	△12.18	△12.41	0.23

※実質赤字比率において、黒字であるため、△(マイナス)表示として試算している

〔実質赤字比率算定の内訳〕

(単位: 千円、%)

会 計 名		令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
実質収支額	一般会計	1,053,154	1,105,798	△52,644	△4.8
	共有財産特別会計	48,990	38,355	10,635	27.7
合 計 A		1,102,145	1,144,153	△42,008	△3.7
標準財政規模 B		9,043,836	9,219,403	△175,567	△1.9

〔標準財政規模〕

(単位: 千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
標準税収入額等	6,736,606	6,402,169	334,437	5.2
普通交付税等	2,091,202	2,048,918	42,284	2.1
臨時財政対策債	216,028	768,316	△552,288	△71.9
合 計 B	9,043,836	9,219,403	△175,567	△1.9

標準財政規模Bは、表中の3項目の合計額である。

実質収支額は11億214万5千円の黒字で前年度に比べ4,200万8千円(3.7%)の減少となっている。

一方、標準財政規模は標準税収入額等67億3,660万6千円、普通交付税額20億9,120万2千円、臨時財政対策債2億1,602万8千円の合計額90億4,383万6千円である。標準財政規模は前年度に比べ1億7,556万7千円(1.9%)の減少となっている。

標準税収入額の算定は大きく増えたが、臨時財政対策債が大きく減少したことにより標準財政規模が縮小し、黒字幅も減少した。このことが他の指標にも大きく影響している。

② 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化して財政運営の深刻度を示すものであり、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 } C}{\text{標準財政規模 } B} \times 100$$

連結実質収支額等は16億8,070万8千円の黒字となっているため、健全化判断比率としての連結実質赤字比率の数値はない。

参考としての黒字額での比率を求めたところ△18.58%となり、前年度に比べ0.48ポイント赤字率が増加(黒字が減)している。

(単位: %、ポイント)

区分	令和4年度	令和3年度	増減
参考比率 C/B	△18.58	△19.06	0.48

※実質赤字比率において、黒字であるため、△(マイナス)表示として試算した

〔連結実質赤字比率算定の内訳〕

(単位:千円、%)

会 計 名	実 質 収 支 額			
	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
一般会計等	1,102,144	1,144,153	△42,009	△3.7
国民健康保険特別会計	97,776	152,106	△54,330	△35.7
介護保険特別会計	122,017	158,579	△36,562	△23.1
後期高齢者医療特別会計	3,097	2,540	557	21.9
小 計 c'	1,325,034	1,457,378	△132,344	△9.1
会 計 名	資 金 剰 余 額			
	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
公共下水道事業会計	167,856	136,278	31,578	23.2
農業集落排水事業会計	41,852	34,184	7,668	22.4
工業用水道事業会計	145,966	129,696	16,270	12.5
小 計 c''	355,674	300,158	55,516	18.5
合 計 C	1,680,708	1,757,536	△76,828	△4.4
標準財政規模 B	9,043,836	9,219,403	△175,567	△1.9

後期高齢者特別会計の収支及び3つの公営企業会計の資金余剰金は増加しているが、一般会計、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計で収支が減少しているため、連結全体では黒字が7,682万8千円(4.4%)減少している。

この指標においても、一般会計の実質収支の減少により同様の傾向を示している。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金(町債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したものであり、比率は次の算式による率の3か年平均となる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left(\text{元利償還金} d' + \text{準元利償還金} d'' \right) D - \left(d' d'' \text{に係る基準財政需要額算入額 } d + \text{特定財源 } E \right)}{\text{標準財政規模 } B - \left(d' d'' \text{に係る基準財政需要額算入額 } d \right)} \times 100$$

実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位: %、ポイント)

区分	令和4年度	令和3年度	増減
実質公債費比率 (3か年平均)	5.7	6.5	△0.8

〔実質公債費比率算定の内訳〕

(単位: 千円、%)

区分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
d'	元利償還金	1,948,047	1,831,734	1,770,222
d''	準元利償還金	155,556	151,522	161,674
D	小計(償還金計)	2,103,603	1,983,256	1,931,896
d	元利・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	1,561,299	1,494,332	1,401,560
E	特定財源	91,653	93,018	93,741
B	標準財政規模	9,043,836	9,219,403	8,536,981
単年度実質公債費比率 (D-(d+E))/(B-d)		6.0	5.1	6.1

当年度の実質公債費比率(3か年平均)は 5.7%で、前年度に比べ 0.8 ポイント減少している。また単年度では前年度より 0.9 ポイント増加している。

変化の要素は次のとおりである。

(ア) 元利償還金の増加

(イ) 標準財政規模の減少

(ウ) 元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の増加

(ア) 元利償還金, 準元利償還金の状況について(d' d'')

(単位:千円、%)

区分		令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
元利償還金(一般会計等) d'		1,948,047	1,831,734	116,313	6.3
準元利償還金 d''		155,556	151,522	4,034	2.7
	公共下水道事業会計	57,203	60,647	△3,444	△5.7
	農業集落排水事業会計	27,593	27,938	△345	△1.2
	工業用水道事業会計	0	0	0	－
	一部事務組合	60,285	50,779	9,506	18.7
	債務負担行為に基づく 準公債費	10,475	12,158	△1,683	△13.8
	満期一括償還費公債費 の年度割相当額	0	0	0	－
	一時借入金の利子	0	0	0	－
合 計 D		2,103,603	1,983,256	120,347	6.1

(注1)元利償還金は、一般会計などの公債費である。

(注2)準元利償還金は、主として公営事業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰入金や将来の支払を約束した債務負担行為額である。

元利償還金d' は 1 億 1,631 万 3 千円の増加、準元利償還金 d''は 403 万 4 千円の増加となっているため全体では 6.1%の増加となっている。

これは新庁舎建設や学校の増築等に係る一般会計の償還金や、菊池環境保全組合の新工場建設に係る準元利償還金などの増加による。

(イ) 特定財源の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	－
貸付金財源とした地方債の 貸付金の元利償還金	0	0	0	－
公営住宅使用料	91,125	93,018	△1,893	△2.0
その他	528	0	528	－
合 計 E	91,653	93,018	△1,365	△1.5

公営住宅使用料は、公営住宅建設事業債の元利償還に充当した額である。

特定財源は、前年度に比べ 136 万 5 千円(1.5%)の減少である。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政 需要額に算入された公債費	472,297	476,446	△4,149	△0.9
災害復旧費等に係る 基準財政需要額	1,088,655	1,017,543	71,112	7.0
密度補正により基準財政 需要額に算入された元利 償還金及び準元利償還金	347	343	4	1.2
合 計 d	1,561,299	1,494,332	66,967	4.5

この3項目は、地方債の元利償還及び準元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額として国が示しているもので普通交付税に含まれているとされる額である。

本格化した熊本地震に対する災害復旧事業債の償還や、菊池環境保全組合の新工場建設に対する負担金に対する需要の増加に対応しているものであるが、普通交付税の用途を限定することになり柔軟な財政運営を阻害する要因となる。

実質公債費比率については今回減少しているが、今後は償還額が増加することから、基準財政需要額算入額の状況によっては悪化も予想されるため、現在は健全基準の範囲内ではあるが今後の推移に注意する必要がある。

④ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計の町債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものであり、比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 } F - \text{充当可能な財源 } G}{\text{標準財政規模 } B - (\text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } d)} \times 100$$

将来負担比率は、次表のとおりである。

将来負担額を充当可能な財源額が上回るため、健全化判断比率としての将来負担比率の数値はない。

参考として、マイナス値として比率を算定すると△46.3%となり、前年度より22.9ポイントの増となっている。

(単位: %、ポイント)

区分	令和4年度	令和3年度	増減
将来負担比率	△46.3%	△23.4%	△22.9

将来負担比率算定の内訳は、次表のとおりである。

〔将来負担比率算定の内訳〕

(単位: 千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
将来負担額 F	21,500,608	23,218,733	△1,718,125	△7.4
充当可能な財源 G	24,966,872	25,023,264	△56,392	△0.2
F — G	△3,466,264	△1,804,531	△1,661,733	△92.1
標準財政規模 B	9,043,836	9,219,403	△175,567	△1.9
元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 d	1,561,299	1,494,332	66,967	4.5

充当可能な財源が 5,639 万 2 千円(0.2%)減少しているが、将来負担額が 17 億 1,812 万 5 千円(7.4%)減少しているため、その差額は前年度より 16 億 6,173 万 3 千円増えている。

(ア) 将来負担額の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
町債の現在高	17,413,099	18,671,252	△1,258,153	△6.7
債務負担行為に基づく 支出予定額	0	0	0	—
公営企業債等繰入 見込額	947,910	1,278,237	△330,327	△25.8
一部事務組合等への 負担等見込額	2,881,879	2,907,188	△25,309	△0.9
退職手当負担見込額	257,720	362,056	△104,336	△28.8
合 計 F	21,500,608	23,218,733	△1,718,125	△7.4

将来負担額は215億60万8千円で、前年度に比べ17億1,812万5千円(7.4%)の減少となっている。

これは主として、ここ数年より町債の発行が少なかったためである。

(イ) 充当可能な財源(基金・特定歳入など)の状況について

(単位:千円、%)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
充当可能な基金	6,739,680	5,647,553	1,092,127	19.3
充当可能な特定財源	971,718	996,267	△24,549	△2.5
地方債の償還等に要する 経費として基準財政需要 額に算入される見込み額	17,255,474	18,379,444	△1,123,970	△6.1
合 計 G	24,966,872	25,023,264	△56,392	△0.2

充当可能な財源においては、全体で5,639万2千円(0.2%)の減少となっている。この大きな要因は、地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入される見込み額が大きく減少しているためである。

将来負担比率については、早期健全化基準からは大きく離れており、健全な状態にはあるが、実質公債費比率と同様に悪化も予想されるため、今後の推移に注意する必要がある。

2 資金不足比率

公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであり、比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 I}}{\text{事業規模 H}} \times 100$$

$$\text{資金不足額 I} = \{ \text{流動負債等} + \text{建設改良費以外の財源とした地方債残高} - \text{流動資産等} - \text{解消可能資金不足額} \}$$

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率について該当の数値はない。

参考として、算式の「資金不足額」を「資金剰余額」とし比率を算定した。

〔資金剰余の比率〕

(単位: %、ポイント)

区分	令和4年度	令和3年度	増減率
公共下水道事業会計	37.8	31.2	6.6
農業集落排水事業会計	134.7	112.7	22.0
工業用水道事業会計	231.1	207.8	23.3

3会計ともに流動資産・流動負債の差額に因する資金については剰余を有している。
資金剰余比率算定の内訳は、次表のとおりである。

〔資金剰余の比率算定の内訳〕

区分		流動負債等	(ア)	流動資産等	(イ)	資金剰余額	事業規模
公共下水道事業会計	令和4年度	374,809	0	542,665	0	167,856	444,429
	令和3年度	358,170	0	494,448	0	136,278	436,277
	増減	16,639	0	48,217	0	31,578	8,152
農業集落排水事業会計	令和4年度	6,126	0	47,978	0	41,852	31,077
	令和3年度	4,475	0	38,659	0	34,184	30,322
	増減	1,651	0	9,319	0	7,668	755
工業用水道事業会計	令和4年度	6,955	0	152,921	0	145,966	63,174
	令和3年度	8,966	0	138,662	0	129,696	62,426
	増減	△2,011	0	14,259	0	16,270	748

※(ア)は建設改良費以外に充てた地方債残額、(イ)は解消可能資金不足額

第 7 審査意見

令和4年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、国が定める健全化基準をいずれも下回っており、本町の財政状況、公営企業の経営状況が健全であることが認められた。

健全化判断比率の指標を昨年度と比較すると若干の変化が見られるが、その要因は一般会計の審査意見で示したように地方債の借入減や基金積立金の増など指標の基礎となる標準財政規模や基準財政需要額の縮小によるものである。

なお、現状では本町の財政に問題はないが、今後の財政運用によっては財政状況が悪化し、その比率が一定の基準を超える場合、財政健全化計画や財政再生計画、経営健全化計画の策定が義務付けられる。また、地方債借入の制限、事業の縮小など住民サービスの低下にもつながり、その影響も大きいことから常に組織及び財政の健全な運営に努めていただきたい。